

オープンハウスグループ人権方針

当社グループでは、事業活動や商品・サービスの提供を通じ、お客様をはじめ、お取引先様、周辺地域住民、従業員等、ステークホルダーの人権に対してさまざまな影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

当社グループは、人権に関する各種国際規範*を尊重・支持し、本方針を定めるとともに、これに則った事業運営に努めます。

1. 人権の尊重に対するコミットメント

当社グループは、次に定める事項を遵守し、あらゆるステークホルダーに対する一切の人権侵害を行いません。

万一、人権に対する負の影響が認められた場合は、適時適切かつ責任ある対策を講じます。

- 国籍、人種、性別、宗教、信条、年齢、性的指向、障がいおよびその他の理由による差別・ハラスメント・非人道的扱い等の一切を認めません。
- 当社グループおよびお取引先様を含むバリューチェーンにおいて、あらゆる形態の児童労働・強制労働の実効的な排除をします。また、過度の労働時間、最低賃金未満での労働、その他不当な労働の一切を認めません。各国における最低賃金の規定を遵守するだけでなく、それを上回る賃金を支払うことを基本的な方針とします。
- 当社グループおよびお取引先様の従業員等にかかる、結社の自由および団体交渉権を尊重し、これを妨げる行為は行いません。事業活動に関係する各国法令を遵守し、各国の規準が国際的人権規準と相違がある場合は、より厳しい規準を尊重するように努めます。
- 当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定し、これを防止・軽減するため、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた人権リスク評価を行います。

2. 本方針の適用範囲等

- 本方針は、当社グループのすべての役員および従業員に適用されます。
- 当社グループのお取引先様（業務委託先を含むサプライヤー等）に対して、本方針および「オープンハウスグループ 責任ある調達へ向けた基本方針」を周知し、遵守・行動を期待します。
- 本方針は、外部専門家および社内関係者からの専門的助言を得て策定されています。

*「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」等